

源泉所得税の改正のあらまし



日スロベニア租税条約関係



平成 29 年 8 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は e-Tax で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約」(以下「租税条約」といいます。)が平成 29 年 8 月 23 日に発効し、源泉所得税については平成 30 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。

これまで、我が国とスロベニア共和国の間では租税条約は存在しませんでした。両国の緊密化する経済関係を踏まえ、新たに租税条約が締結されました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、租税条約やこのパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、投資所得(配当、利子、使用料)の概要を説明したもので、平成 29 年 8 月 23 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 配当、利子、使用料について、源泉地国における課税が減免されました。

租税条約では、相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料について、これらの所得が生じた締約国(以下「源泉地国」といいます。)における課税が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

租税条約では、一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対する限度税率は、配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、5%とされました。

(注) 「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係るものを除きます。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者である締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に扱われる所得をいいます。

	我が国の所得税法	条 約
配 当	20%	5%

【利子】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対する限度税率は、利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、5%とされました。

なお、次のいずれかに該当する場合には、その利子は、源泉地国において免税とされます。

- (1) 利子の受益者が、相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体、中央銀行又は輸出、投資若しくは開発を促進することを目的として活動する機関（スロベニア共和国においてはスロベニア輸出開発銀行等をいい、我が国においては株式会社国際協力銀行等をいいます。）である場合
- (2) 利子の受益者が、相手国の居住者であって、その利子が、相手国の輸出、投資若しくは開発を促進することを目的として活動する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(注) 1 「利子」とは、担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わず、全ての種類の信用に係る債権から生ずる所得をいいます。特に、公債、債券又は社債から生ずる所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含みます。）及び他の所得でその所得が生ずる締約国の租税に関する法令上貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいいます。また、支払の遅延に対して課される損害金は「利子」には該当しないこととされています。

(注) 2 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その利子の支払の起因となった債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その利子がその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その利子は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

	我が国の所得税法	条 約
利 子	15%（公社債等） 20%（貸付金）	免税（政府等が受け取る利子）
		5%（その他）

【使用料】

租税条約では、一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対する限度税率は、使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、5%とされました。

- (注) 1 「使用料」とは、①文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルムを含みます。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用又は使用の権利の対価として受領される全ての種類の支払金、②産業上、商業上又は学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいいます。
- (注) 2 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、その一方の締約国内において生じたものとされます。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、その使用料を支払う債務がその恒久的施設について生じ、かつ、その使用料がその恒久的施設によって負担されるものであるときは、その使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、その使用料は、その恒久的施設の存在するその一方の締約国内において生じたものとされます。

	我が国の所得税法	条 約
使 用 料	20%	5%

【適用手続について】

スロベニア共和国の居住者が支払を受ける配当、利子、使用料について我が国において租税条約の適用を受ける場合には、平成30年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 匿名組合契約に関する規定が設けられました。

租税条約では、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対

しては、その所得及び収益が生ずる締約国の法令に従って租税を課することができることとされました。

3 租税条約は、源泉所得税について、平成 30 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

租税条約は、我が国の源泉所得税について、**平成 30 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 30 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 30 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにおたずねください。



この社会あなたの税がいきている